

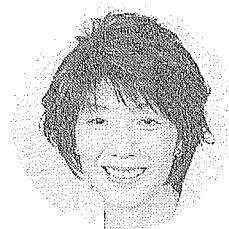
(3) 2014年(平成26年)1月23日(木曜日)

寄稿

高齢ドライバーと 健康起因事故防止対策

提言

NPO法人ヘルスケアネットワーク副理事長 作本 貞子



定期健康診断の受診は、
労働安全衛生法において義務付けられている以上、
「当たり前」とも思われがちですが、50人未満の事業者の場合、労働基準監督署への報告義務がないため、未受診ドライバーが存在しているとも考えられます。未受診であるがため、事業者はドライバーの健康把握手段もなく、適切な運行ができません。まずは、必ず全員に定期健康診断を受

定期健康診断の受診は、
労働安全衛生法において義務付けられている以上、
当法人では複数のトラック事業者の健診結果をお預かりして、その集計・分析・アドバイス、さらに健康相談など、「健診の事後措置」に相当する事業を行っていますが、70%以上の方に何らかの異常があり、年齢が上がるごとにその割合が増えていきます。もちろん

個人への踏み込んだ関連とともに不可欠なことは、啓発・教育的重要性です。「安全風土」という言葉はよく使われますが、それが「安全風土」という言葉は、視力や聴力等、機能低下でも加味した高齢者向けの健康・安全のための教育などが、有効ではないでしょうか。

ためには、社内での取り決め（社内規定）や、教育のルーチン化です。これらの意見交換しながら、運輸業界の「健康・安全」への意識を生み出すのではなく、自分自身の行動を改善するための行動指針を作成する

1. 定期健康診断の完全実施とそのフォロー

個人への踏み込んだ関連とともに不可欠なことは、啓発・教育的重要性です。「安全風土」という言葉はよく使われますが、それが「安全風土」という言葉は、視力や聴力等、機能低下でも加味した高齢者向けの健康・安全のための教育などが、有効ではないでしょうか。

運輸業における交通事故全体が年々減少している方面、健康起因による事故はこの10年間で約3倍と急増しています。その要因のひとつには、年々加速するドライバーの高齢化があります。深刻なドライバー不足

者が今社会からも求められているのではないかでしょうか。

一昔前までは、多くの企業が「健康管理は個人の責任」という認識を持っていました。しかし、健康起因による事故急増の現実を目の当たりにし、じわじわと企業よりも個人任せにはできません。そのため、はつらつと元気に働く特に高齢ドライバーさんの確保につながりたい。すると、個人のみならず企業にとっても大きなリスクを感じはじめた企業リットを享受することになります。

2. 生活習慣まで踏み込んで指導を

受診や生活習慣の改善は、「事故防止の手段」なので、それを受けた医療機関へ

の中、解消の決め手となるのが、経験豊富な高齢ドライバーの活用ですが、懸念されるのはやはり体調管理や病気との付き合い方です。ドライバーの居眠りや体調不良が多く乗客や他の者を巻き込む大惨事につながりかねないことは、他産業と全く異なる点です。

運輸業の高齢ドライバーが、いつまでも元気で安全走行ができるような支援対策が、今社会からも求められています。

3. 社内教育の重要性

個人への踏み込んだ関連とともに不可欠なことは、啓発・教育的重要性です。「安全風土」という言葉はよく使われますが、それが「安全風土」という言葉は、視力や聴力等、機能低下でも加味した高齢者向けの健康・安全のための教育などが、有効ではないでしょうか。

ためには、社内での取り決め（社内規定）や、教育のルーチン化です。これらの意見交換しながら、運輸業界の「健康・安全」への意識を生み出すのではなく、自分自身の行動を改善するための行動指針を作成する